



福島医発第197号(地)

平成15年 4月21日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師

会長 関 原 敬 次



ハノイ・香港等における原因不明の重症急性呼吸器症候群の
集団発生に伴う対応について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長より、
日本医師会へ依頼がありました旨、本会に対して通知がありました。

本通知は、平成15年4月4日付で各都道府県教育委員会等関係機関に対し、東南アジア地域等を中心に流行拡大中の原因不明の重症急性呼吸器症候群(SARS)への適切な対応として、関係機関と密接に連携して重症急性呼吸器症候群(SARS)の動向に注意し、必要に応じ学校保健法に基づき、出席停止の措置をとるなど適切に対応すること、また、重症急性呼吸器症候群(SARS)についての同法施行規則第20条の規定の適用に当たっては、当面、同規則第19条第1号に掲げる第一種の伝染病と同様に取り扱うとされたものであります。

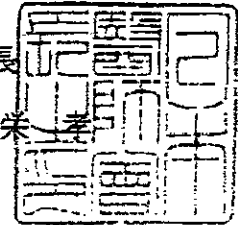
つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了知いただきますとともに、学校保健法に基づいて、学校における感染症対策が学校医の指導助言のもとに適切に行なわれるよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成 15 年 4 月 15 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

坪井 栄 孝



ハノイ・香港等における原因不明の「重症急性呼吸器症候群」の
集団発生に伴う対応について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長より、4月4日付15ス学健第一号で、東南アジア地域等を中心に拡大中の原因不明の重症急性呼吸器症候群の対応について依頼がありました。

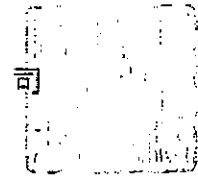
通知では、平成15年4月4日付けで各都道府県教育委員会等関係機関に対し、東南アジア地域等を中心に流行拡大中の原因不明の重症急性呼吸器症候群（SARS）への適切な対応として、関係機関と密接に連携して重症急性呼吸器症候群（SARS）の動向に注意し、必要に応じ、学校保健法に基づき、出席停止の措置をとるなど適切に対応すること、また、重症急性呼吸器症候群（SARS）についての同法施行規則第20条の規定の適用に当たっては、当面、同規則第19条第1号に掲げる第一種の伝染病と同様に取り扱うとしたものであります。

つきましては、本件に関しご了解いただくとともに、学校保健法に基づいて、学校における感染症対策が学校医の指導助言のもとに適切に行われるよう特段のご配慮をお願いいたします。

15ス学健第1号
平成15年4月4日

社団法人日本医師会長 殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
中 岡



ハノイ・香港等における原因不明の「重症急性呼吸器症候群」の
集団発生に伴う対応について（依頼）

標記につきまして、別添のとおり、本日付けで各都道府県教育委員会等関係機関
に対し、東南アジア地域等を中心に流行拡大中の原因不明の重症急性呼吸器症候群
（SARS）への適切な対応として、関係機関と密接に連携して重症急性呼吸器症
候群（SARS）の動向に注意し、必要に応じ、学校保健法に基づき、出席停止の
措置をとるなど適切に対応すること、また、重症急性呼吸器症候群（SARS）に
ついての同法施行規則第20条の規定の適用に当たっては、当面、同規則第19条
第1号に掲げる第一種の伝染病と同様に取り扱うよう通知したところであります。

つきましては、貴会におかれましては、この趣旨を御理解いただき、学校保健法
に基づいて、学校における感染症対策が学校医の指導助言のもとに適切に行われる
よう特段の御配慮をお願いいたします。

（本件照会先）

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
学校保健係

TEL : 03-5253-4111(代) (内線2918)

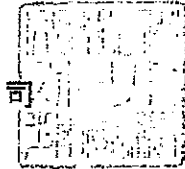
FAX : 03-3592-2960



15ス学健第1号
平成15年4月4日

各国公私立大学事務局長
各国公私立高等専門学校長
国立久里浜養護学校長 殿
各都道府県私立学校主管課長
各都道府県教育委員会学校保健主管課長

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
中 岡



(印影印刷)

ハノイ・香港等における原因不明の「重症急性呼吸器症候群」の
集団発生に伴う対応について（通知）

東南アジア地域等を中心に流行拡大中の原因不明の重症急性呼吸器症候群（SARS）については、別紙（参考省略）のとおり、平成15年4月3日付け健感発0403001号で厚生労働省結核感染症課長より各都道府県衛生主管部（局）に対して、集団発生に伴う対応について通知が発出されたところです。

ついては、各教育委員会及び学校におかれては、本通知の内容を確認した上で、保健所等の関係機関と密接に連携して重症急性呼吸器症候群（SARS）の動向に注意し、必要に応じ、学校保健法に基づき、出席停止の措置をとるなど適切に対応するようお願いします。なお、重症急性呼吸器症候群（SARS）についての同法施行規則第20条の規定の適用に当たっては、当面、同規則第19条第1号に掲げる第一種の伝染病と同様に扱うものいたします。

なお、各都道府県教育委員会及び各都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所轄の学校及び学校法人等に対しても周知されるよう併せてお願いします。

また、現在、厚生労働省において、症例の報告基準や患者の医療管理等について関係機関に対して情報提供を行っているところであり、その内容については、厚生労働省ホームページで、随時提供中であることを申し添えます。（<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/03/tp0318-1.html>）

今後、厚生労働省より本件に関する情報等が入り次第、随時お知らせいたします。

（本件照会先）

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
学校保健係

TEL：03-5253-4111（代）（内線2918）

FAX：03-3592-2960

健感発第0403001号
平成15年4月3日

各〔都道府県
政令市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

ハノイ・香港等における原因不明の「重症急性呼吸器症候群」の
集団発生に伴う対応について（第5報）

標記については、「ハノイ・香港等における病院内での原因不明の重症呼吸器疾患の集団発生に関するWHOの緊急情報について」（平成15年3月12日健感発第0312002号）等により、貴管内の医療機関等の関係機関への周知等の対応をお願いしているところです。

今般のWHOの発表や外国におけるまん延状況を踏まえ、下記についても適切に対応するようお願いします。

なお、本症候群に関する通知等については、厚生労働省ホームページで、随時提供中であることを申し添えます。（<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/03/tp0318-1.html>）

記

1 香港及び広東省（中国）への渡航延期

WHOは、香港及び中国広東省への不要不急の旅行を延期することを考慮するよう勧告を発表しました。（参考1）

つきましては、本症候群へのり患を予防するため、当該地域への不要不急の旅行を延期するようお勧めしていただくとともに、保健所等への相談に対しても、その旨回答していただくようお願いします。

2 医療機関における感染防止措置

医療機関外来における他の外来患者への本症候群の感染防止を徹底するため、流行地域からの帰国者が医療機関を受診する際には、医療機関に事前連絡の上受診するよう、帰国時に検疫所において周知することとしました。（参考2）

つきましては、医療機関が帰国者から医療機関への受診の事前連絡を受けた場合、次の患者への対応例を参考にして、他の外来患者との接触を極力避け、感染防止に配

慮していただくよう、貴管内の医療機関に対する周知をお願いします。

診察順の繰り上げ等により待合室での待ち時間を可能な限り短縮させる。

一般の外来患者とは別の部屋で待機させる。

マスクを着用させる。

3 感染症法上の取扱

伝染性の未知の疾患である重症急性呼吸器症候群（SARS）については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新感染症として取り扱うことが適当であるので、その旨了知願うとともに、貴管内の医療機関等に対する周知をお願いします。

また、SARSの所見のある者に対して、特定感染症指定医療機関の外、第一種感染症指定医療機関等の都道府県知事が適当と認める病院において、適切な医療の提供を行うことができるよう医療提供体制の確保に努められたい。

なお、感染症法第45条から第53条に基づく新感染症の取扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による新感染症の取扱いについて」（平成11年3月30日健医発第536号）に留意され、その取扱いに遺漏のないよう配慮願います。